

正規雇用を募集している農業法人の皆様へ

R7年度より『トライアル就農制度』がスタート！ 受入農業法人募集！



～こんなことで困っていませんか？～
○将来の幹部候補となる優良な正社員を求めている
○人材確保に苦労している ○優良な人材に働き続けてほしい…



トライアル就農制度を活用してみませんか？

メリット

- ・就職希望者の紹介を受けることができます。
- ・就労者の適性を確認できるため、雇用後のミスマッチを防ぐことができます。

トライアル就農制度について

●トライアル就農とは？

高知県での雇用就農希望者が、正規雇用される前に農業の適性や職場の雰囲気、農業法人との相性等を見極めるためのお試し期間のことです。

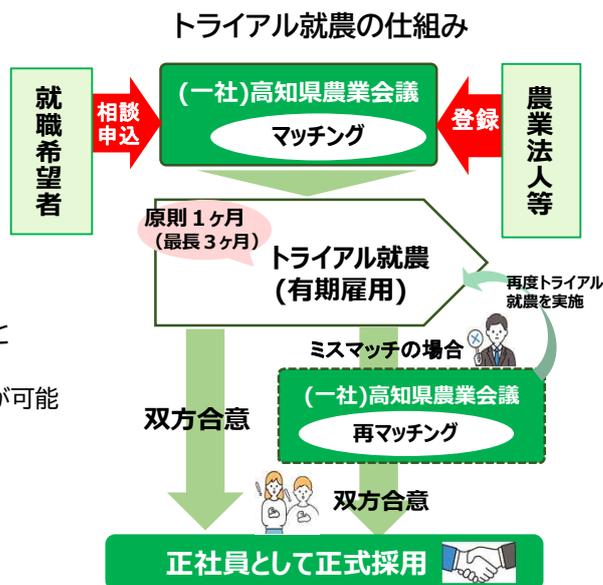
●トライアル就農の仕組み

- ①農業法人の求人を(一社)高知県農業会議に登録
- ②(一社)高知県農業会議が就職希望者と受入農業法人のマッチングを行う
- ③有期雇用契約を結び、トライアル就農を開始(1ヶ月～3ヶ月)
- ④トライアル就農終了後、双方が合意の場合、正規雇用契約を結び
ミスマッチが生じた場合は、再度、他の就職希望者とマッチングしトライアル就農を行うことができます
※就職希望者は、3ヶ月の期間中最大3カ所でトライアル就農が可能

●受入農業法人への支援

県から「トライアル就農支援金」を交付します。

助成額:10万円/人



受入農業法人の要件

- 受入先となるためには登録が必要です。
- 高知県内に事務所を有していること。
- 高知県内において、正規雇用の求人を行っていること。
- 事業内容として農作物の生産を行っていること。
- トライアル就農期間中は、有期雇用契約を締結すること。

お問い合わせ先

高知県農業振興部農業担い手支援課 新規就農支援担当
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL: 088-821-4512
MAIL: 160101@ken.kochi.pref.lg.jp